

第1章 総則

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- （2） 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- （3） 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- （4） 乳幼児 乳児又は幼児をいう。
- （5） 少年 法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。
- （6） 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- （7） 妊産婦 法第5条に規定する妊産婦をいう。
- （8） 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- （9） 重症心身障害児 法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。
- （10） 児童発達支援管理責任者 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。
- （11） 看護職員 保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。
- （12） 機能訓練担当職員 日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。
- （13） 児童指導員 児童の生活指導を行う者をいう。
- （14） 運営適正化委員会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会をいう。

第3章の3 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

第1節 総則

（この章の趣旨）

第138条の22 法第34条の16第1項に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下

この章において「最低基準」という。)については、この章に定めるところによる。

(定義)

第138条の23 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。
- (2) 家庭的保育事業者等 家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (3) 家庭的保育事業所等 次に掲げる場所又は事業所をいう。
 - ア 第138条の41に規定する家庭的保育事業を行う場所
 - イ 小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）
 - ウ 居宅訪問型保育事業を行う事業所（以下「居宅訪問型保育事業所」という。）
 - エ 事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）
- (4) 利用乳幼児 家庭的保育事業等を利用している次の者をいう。
 - ア 乳児
 - イ 満3歳に満たない幼児
 - ウ 法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる満3歳以上の児童
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 家庭的保育者 法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。
- (7) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (8) 小規模保育事業A型 保育に従事する者全員が保育士である小規模保育事業をいう。
- (9) 小規模保育事業B型 保育に従事する者のうち3分の2以上の者が保育士である小規模保育事業（小規模保育事業A型を除く。）をいう。
- (10) 小規模保育事業C型 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型以外の小規模保育事業をいう。
- (11) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (12) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (13) 保育所型事業所内保育事業 利用定員が20人以上の事業所内保育事業をいう。
- (14) 小規模型事業所内保育事業 利用定員が19人以下の事業所内保育事業をいう。

第2節 共通基準

(最低基準)

第138条の24 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるものとする。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとする。

(一般原則)

第138条の25 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、その保育の質について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、その保育の質について、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。次条、第138条の27第1項、第138条の27の3第2項、第138条の33、第138条の34第1項及び第5項、第138条の35並びに第138条の36第1項から第3項までにおいて同じ。）は、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業所を除く。次項、次条第2号、第138条の33第2項及び第3項、第138条の34第1項並びに第138条の35第1項において同じ。）に必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 家庭的保育事業者等は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

(保育所等との連携)

第138条の26 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号及び第187条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業に係る利用乳幼児にあつては、第138条の59に規定するその他の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（非常災害対策）

第138条の27 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、少なくとも毎月1回は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第138条の27の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第138条の27の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(従業者の一般的要件)

第138条の28 家庭的保育事業所等において利用乳幼児の保育に従事する者（以下この節において「従業者」という。）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(従業者の知識及び技能の向上等)

第138条の29 従業者は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び従業者の基準)

第138条の30 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該家庭的保育事業所等の設備とし、又は当該社会福祉施設等の事業に従事する者を当該家庭的保育事業所等の従業者と兼ねさせることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第138条の31 家庭的保育事業者等及び従業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第138条の32 従業者は、利用乳幼児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第138条の33 家庭的保育事業者等及び従業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等及び従業者は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等及び従業者は、家庭的保育事業所等において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第138条の34 家庭的保育事業者等及び従業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第138条の30本文の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第138条の35 市長が別に定める要件を満たす場合には、家庭的保育事業者等及び従業者は、前条第1項の規定にかかわらず、家庭的保育事業所等における利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

2 前項に規定する搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 家庭的保育事業者等（法人に限る。）又は当該家庭的保育事業者等と関連を有する法人として市長が認める法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等

（利用乳幼児及び従業者の健康診断）

第138条の36 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続を採ることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、従業者の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

（運営規程）

第138条の37 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類及びその額並びに当該費用の支払を求める理由

(6) 乳幼児の区分ごとの利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第138条の38 家庭的保育事業者等及び従業者は、従業者、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、家庭的保育事業所等に備え置かなければならない。

(秘密保持等)

第138条の39 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第138条の40 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第3節 家庭的保育事業

(設備)

第138条の41 家庭的保育事業は、家庭的保育者（保育士の資格を有する者に限る。以下この節において同じ。）の居宅その他の場所（利用乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 利用乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号の部屋の面積は、9.9平方メートル（利用乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上とすること。
- (3) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

(5) 同一の敷地内に利用乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があり、又は付近にこれに代わるべき場所があること。

(6) 前号の庭又は場所の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。

(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(従業者)

第138条の42 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合

(2) 第138条の35第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者1人が保育することができる利用乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者（市長が行う研修又は市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第138条の43 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（以下「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第138条の44 家庭的保育事業者は、設備運営基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第138条の45 家庭的保育事業者は、常に利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第4節 小規模保育事業

第1款 小規模保育事業A型

(設備)

第138条の46 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備

の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該小規模保育事業所A型の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規

		定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダ

ンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(従業者)

第138条の47 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合

(2) 第138条の35第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。） おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第138条の48 第138条の43から第138条の45までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。

第2款 小規模保育事業B型

(従業者)

第138条の49 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士又はその他の者であって保育に従事する者として市長が行う研修若しくは市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

（1） 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合

（2） 第138条の35第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳に満たない幼児（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。） おおむね20人につき1人

（4） 満4歳以上の児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。） おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第138条の50 第138条の43から第138条の46までの規定は、小規模保育事業B型について準用する。

第3款 小規模保育事業C型

（利用定員）

第138条の51 小規模保育事業C型を行う事業所の利用定員は、6人以上10人以下とする。

（準用）

第138条の52 第138条の42から第138条の46までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。

この場合において、第138条の46第5号中「の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号」とあるのは、「及び屋外遊戯室の面積は、前号」と読み替えるものとする。

第5節 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第138条の53 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は同法第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育事業として行われる保育（以下「居宅訪問型保育」という。）を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育（設備及び備品）

第138条の54 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所に、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（利用乳幼児の数）

第138条の55 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる利用乳幼児の数は、1人とする。

（衛生管理等）

第138条の56 居宅訪問型保育事業者及び居宅訪問型保育に従事する者（第3項において「居宅訪問型保育事業者等」という。）は、居宅訪問型保育事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

- 2 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育に従事する者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 3 居宅訪問型保育事業者等は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（居宅訪問型保育連携施設）

第138条の57 居宅訪問型保育事業者は、第138条の53第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児が、その障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長が指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第138条の58 第138条の43から第138条の45までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。

第6節 事業所内保育事業

第1款 利用定員

第138条の59 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

第2款 保育所型事業所内保育事業

（準用）

第138条の60 第138条の43から第138条の47までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第138条の46第1号中「調理設備」とあるのは「医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業を行う事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、第138条の47第2項中「合計数に1を加えた数以上とする。」とあるのは「合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業を行う事業所につき2人を下回ることはできない。」と、同項第3号及び第4号中「法第6条の3第10項第2号」とあるのは「法第6条の3第12項第2号」と読み替えるものとする。

（連携施設に関する特例）

第138条の61 保育所型事業所内保育事業を行う者については、第138条の26第1号及び第2号の規

定は、適用しない。

第3款 小規模型事業所内保育事業

第138条の62 第138条の43から第138条の46まで及び第138条の49の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第138条の46第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業を行う事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、第138条の49第2項第3号及び第4号中「法第6条の3第10項第2号」とあるのは「法第6条の3第12項第2号」と読み替えるものとする。

第7節 最低基準の向上

第138条の63 市長は、札幌市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第4章 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第1節 総則

（この章の趣旨）

第139条 法第45条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）については、この章に定めるところによる。

（定義）

第140条 この章及び附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 児童福祉施設 法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- （2） 助産施設 法第36条に規定する助産施設をいう。
- （3） 乳児院 法第37条に規定する乳児院をいう。
- （4） 母子生活支援施設 法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。
- （5） 保育所 法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- （6） 児童厚生施設 法第40条に規定する児童厚生施設をいう。
- （7） 児童養護施設 法第41条に規定する児童養護施設をいう。
- （8） 福祉型障害児入所施設 法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
- （9） 医療型障害児入所施設 法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。
- （10） 福祉型児童発達支援センター 法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターをいう。

- (11) 医療型児童発達支援センター 法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターをいう。
- (12) 児童心理治療施設 法第43条の2に規定する児童心理治療施設をいう。
- (13) 児童自立支援施設 法第44条に規定する児童自立支援施設をいう。
- (14) 児童家庭支援センター 法第44条の2第1項に規定する児童家庭支援センターをいう。

第2節 共通基準

(最低基準)

第141条 児童福祉施設の設置者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるものとする。

2 児童福祉施設の設置者は、最低基準を理由として、現に最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている当該児童福祉施設の設備又は運営を低下させてはならないものとする。

(一般原則)

第142条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、第170条、第178条、第199条、第229条及び第239条に定めるところによるほか、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、法に定める当該児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

6 児童福祉施設の設置者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

(非常災害対策)

第143条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第149条の3及び第150条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この項、第149条の2及び第150条第2項において同じ。）の設置者は、当該児童福祉施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、

これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、少なくとも毎月1回は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

第143条の2 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 障害児入所施設等の設置者は、少なくとも毎月1回は、前項に規定する訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。
- 4 障害児入所施設等の設置者は、第2項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第143条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第143条の4 児童福祉施設の職員は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、当該保育所又は児童発達支援センターの職員にこれを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わせなければならない。

（職員の一般的要件）

第144条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第145条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める当該児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第146条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該社会福祉施設の設備を当該児童福祉施設の設備とし、又は当該社会福祉施設の職員を当該児童福祉施設の職員と兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第147条 児童福祉施設の設置者及び職員（以下この章において「設置者等」という。）は、入所している者について、その国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第148条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第149条 削除

(業務継続計画の策定等)

第149条の2 児童福祉施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第149条の3 障害児入所施設等の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第150条 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を

整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）の職員は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 児童福祉施設の設置者等は、当該児童福祉施設において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第151条 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者等は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第146条本文の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設に入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設の設置者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第152条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなけれ

ばならない。

児童相談所又は医療機関における入所前の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項に規定する健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第4条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等の必要な手続を採ることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の長は、職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第153条 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者等は、入所中の児童に係る設備運営基準第12条の2の厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第154条 児童福祉施設（保育所を除く。）の設置者は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を定めなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
 - (2) その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所の設置者は、保育所ごとに、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第155条 児童福祉施設の設置者等は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、当該児童福祉施設に備え置かなければならない。

(秘密保持等)

第156条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第157条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において行った援助に関し、本市から第1項の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設の設置者等は、運営適正化委員会が行う社会福祉法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第6節 保育所

(設備)

第181条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につきそれぞれ3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認める場合にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「乳児室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、乳児室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当する建築物を除く。）（乳児室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。

イ 乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋

		<p>内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。</p> <p>(2) 待避上有効なバルコニー</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>(4) 屋外階段</p>
3階	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>(2) 屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。</p> <p>(2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>(3) 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡すること</p>

		とし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。

カ 乳児室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第182条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(保育時間)

第183条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、本市における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第184条 保育所における保育は、養護及び教育が一体的に行われることをその特性とし、その内容については、設備運営基準第35条の厚生労働大臣が定める指針に従って行うものでなければならない。

(保護者との連絡)

第185条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第186条 保育所の設置者は、法第39条の規定により行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(連携施設の確保)

第187条 保育所(乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所に限る。)の設置者は、当該設置者により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き受け入れて教育又は保育を提供する連携施設を適切に確保しなければならない。

第16節 最低基準の向上

第246条 市長は、札幌市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設の設置者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(児童福祉施設に関するその他の経過措置)

第6条 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第2項の規定の適用を受けていた施設における同項の表の中欄に掲げる基準については、なお従前の例による。

4 第182条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健

師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（その他の経過措置）

第7条 この条例の施行前に旧条例の規定により行われた市長の認定その他の行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成26年条例第51号）

改正

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第6条第4項から第8項までの改正規定は、公布の日から施行する。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る経過措置）

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る経過措置）

- 4 施行日から起算して5年間は、施行日の前日において現に存していた旧法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は現に当該業務に関する事業を行っていた者が、施行日以後に新法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等（改正後の第138条の23第1号に規定する家庭的保育事業等をいう。）の認可を受ける場合においては、改正後の第138条の34、第138条の41第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第138条の42第1項（調理員に係る部分に限り、改正後の第138条の52において準用する場合を含む。）、第138条の46第1号及び第4号（調理設備に係る部分に限り、改正後の第138条の50、第138条の52、第138条の60及び第138条の62において準用する場合を含む。）、第138条の47第1項（調理員に係る部分に限り、改正後の第138条の60において準用する場合を含む。）並びに第138条の49第1項（調理員に係る部分に限り、改正後の第138条の62において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第138条の34、第138条の41第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第138条の42第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、当該施設等は、第138条の23第4号に規定する利用乳幼児への食事の提供を同

条第3号に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第138条の30本文の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

- 6 施行日から起算して10年間は、連携施設（改正後の第138条の26に規定する連携施設をいう。）の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合については、改正後の第138条の26の規定は、適用しない。
- 7 施行日から起算して5年間は、改正後の第138条の49（改正後の第138条の62において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第138条の49第1項中「保育士又は」とあるのは「第138条の41に規定する家庭的保育者、第138条の42第2項に規定する家庭的保育補助者若しくは保育士又は」とする。
- 8 施行日から起算して5年間は、小規模保育事業C型（改正後の第138条の23第10号に規定する小規模保育事業C型をいう。）を行う事業所の利用定員については、改正後の第138条の51の規定にかかわらず、6人以上15人以下とする。

附 則（令和5年条例第5号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第14条の改正規定並びに第4条中札幌市児童福祉法施行条例第49条、第126条及び第149条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第3条 第4条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（以下「新児童福祉法施行条例」という。）第43条の3第2項の規定は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者について、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

第4条 新児童福祉法施行条例第138条の27の3第2項の規定は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等について、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）

を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

第5条 新児童福祉法施行条例第143条の4第2項の規定は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターについて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、これらの保育所の設置者及び児童発達支援センターの長は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わせなければならない。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第6条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新児童福祉法施行条例第43条の2、第120条の2、第138条の5の2及び第143条の3（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則（令和5年条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。